

**【重要】**

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q&Aを更新しましたので、周知徹底していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和4年1月7日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体  
各 国 公 私 立 大 学  
独立行政法人大学入試センター

入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A  
の更新について（周知）

令和4年度大学入学者選抜における感染症対策については、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）や「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定、令和3年12月24日改定、12月28日再改定）のほか、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」（令和3年9月10日、令和3年10月11日更新）（以下「Q&A」という。）を踏まえて適切にご対応いただいているところかと存じます。

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q&Aを更新しましたので、お知らせいたします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

**【本件連絡先】**

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係  
岡・半井野

TEL：03-5253-4111（内線：4902）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A  
（令和3年9月10日、令和4年1月7日更新）

（見え消し版）（抜粋）

Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、ガイドライン2（2）④のiii）に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。